

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年1月29日提出
【ファンド名】	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルリアル・コース（資産成長型） 資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース（資産成長型） 資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース（資産成長型）
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安倍 秀雄
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「資源ファンド（株式と通貨）ブラジルリアル・コース（資産成長型）」、「資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース（資産成長型）」および「資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース（資産成長型）」（以下、「各ファンド」といいます。）につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 繰上償還の年月日

2021年3月30日（予定）

各ファンドについて、繰上償還にかかる書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2021年2月1日現在の受益権口数（委託会社保有分を除きます。）が、2021年2月1日現在の受益権総口数（委託会社保有分を除きます。）の3分の2以上であった場合に可決されます。

ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

各ファンドは、2013年12月に運用を開始いたしました。設定来、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。

各ファンドの信託約款第37条第9項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書（目論見書）においても繰上償還に関して説明されております。2020年11月末現在、各ファンドの純資産総額は1億円未満となっており、10億円を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

書面決議を行なうため、2021年2月1日現在の各ファンドの知っている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

また、2021年1月29日に日興アセットマネジメント株式会社のホームページ（www.nikkoam.com/）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。